

喜多方市チャイルドシート貸出し事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が所有するチャイルドシートを市民に貸出すことにより、乳幼児の安全を守り、チャイルドシート着用の習慣づけに資することを目的とする。

(対象者)

第2条 市長は、前条の目的を達成するため、次の各号の要件全てに該当している者に対し、1世帯につき1台のチャイルドシートを貸し出すこととする。

(1) 喜多方市内に住所を有している者

(2) 喜多方市内に住所を有する6歳未満の乳幼児を養育している者、又は概ね1ヶ月以内に出生を迎える予定の者

(3) 普通自動車運転免許を所持し、前号の乳幼児を自動車に乗車させ運転を行う者

2 上記各号の他、市長がチャイルドシートを貸出す必要があると認める者に貸出すことができる。

(貸出しの期間)

第3条 チャイルドシート貸出しの期間は、貸出しを受けた日から1年以内とし、貸出し期間終了後に同一乳幼児の利用に供する再申請はできないものとする。

(費用)

第4条 チャイルドシートの使用料は無料とする。ただし、第8条第2項に定めるチャイルドシート返却時に要するクリーニング代は、貸出しを受けた者（以下「借受者」とする。）が負担する。

(貸出しの申請)

第5条 貸出しを希望する者は、チャイルドシート貸出し申請書（様式第1号）に必要事項を記載し、市長に提出することとし、併せて次の各号に定める書類の写しを提出しなければならない。

(1) 申請者の運転免許証

(2) チャイルドシートを利用する乳幼児の母子手帳、又はそれに代えて当該乳幼児の身分を証明するもの

(貸出しの決定)

第6条 市長は、貸出しを希望する者から前条に基づく申請があったときは、その内容を審査の上、貸出しの可否を決定し、貸出しの決定を受けた者へは決定通知書（様式第2号）、貸出し不可の決定を受けた者へは不可通知書（様式第3号）を当該申請者に通知するものとする。

2 貸出しの決定を受けた者は、市事務担当課（危機管理課、又は各総合支所住民課）（以下「事務担当課」とする）から借り受けるものとする。

(貸出し中の管理)

第7条 借受者は、貸出しを受けたチャイルドシートを良好な状態で使用しなければならない。

2 借受者は、チャイルドシートを転貸、譲渡又は売却してはならない。

3 借受者は、チャイルドシート使用の都度、事前に安全確認を行い異常がないことを確認しなければならない。また、異常があった場合及びチャイルドシートに起因する事故が発生した場合、すみやかに市長に報告しなければならない。

(返却)

第8条 借受者は、返却予定日までにチャイルドシートを持参し、事務担当課の点検確認を受けるものとする。

2 借受者は、当該チャイルドシートを返却する際に、クリーニング店等にて、クリーニングを行い、その証明となる領収書等を添付した上で返却しなければならない。

(損害賠償)

第9条 借受者は、故意、過失又は不注意によって、当該チャイルドシートを亡失又は破損させた場合は、市長に報告するとともに、当該チャイルドシートを原状に復すこととし、それができない場合は、その相当額をもって賠償しなければならない。

2 借受者は、前項の規定によらず、当該チャイルドシートを亡失、又は破損させた場合は、市長に報告しなければならない。

(貸出しの中止)

第10条 市長は、借受者が貸出し期間中に本要綱に違反した時、その他特に必要と認めるときは、チャイルドシートの貸出しを中止し返還させることができる。

(免責事項)

第11条 市長は、市が貸出ししたチャイルドシートにより借受者が何らかの損害、損傷等を負った場合又は他者に負わせた場合一切の賠償の責任を負わないものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、この要綱の施行前にチャイルドシート貸しの決定を受けた者についても、第2条の規定を除き適用する。